

## 「届出避難所」の制度を開始します！

地域住民の方が自主的に避難することができる場所を確保するため、「届出避難所」の登録制度を開始しました。

市が指定する避難所とは別に、お住まいの身近な施設を「届出避難所」として登録することができます。

登録することにより、地域住民の方が、柔軟で迅速な避難が可能となります。

### 1 届出避難所の届出を行うことができる方

自治会、自主防災組織等

### 2 対象とする施設

所有者又は管理者の同意を得た地域の集会所又は民間施設等で、以下に当てはまる施設

- ① 災害の種別（土砂、洪水、津波、地震等）に応じて安全を確保できる施設
- ② 避難者を受入れ可能な面積が 60 m<sup>2</sup>以上
- ③ 上記のほか、市長が特に必要と認めた施設

### 3 届出から登録までの流れ

- ① 自治会等で届出避難所とできる集会所等がないか調査、市へ相談
- ② 建物の所有者又は管理者の同意取得
- ③ 申請書類を作成し、市に届出
- ④ 市は登録の可否を審査・決定し、自治会等へ登録を通知

### 4 留意事項

- ・届出避難所の開設、運営は、自治会等で行っていただきます。
- ・自治会等の希望に応じて、市から水、食料等の備蓄物資を事前に提供いたします。
- ・開設が長期化する場合は、必要な物資を市から提供いたします。

### 5 運用開始日

令和6年7月2日（火）